

医療機関 各位

富山県厚生部長

発症早期からの適切なリハビリテーションの提供について（周知）

日頃より、本県の新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

オミクロン株の特性を踏まえると、高齢の患者の入院治療において、リハビリテーションをはじめとしたケアを意識した患者のための医療の強化を図っていくことも、適切な療養環境の確保や適切な退院の観点から重要とされています。

高齢の患者等の入院治療におけるリハビリテーションの効果に関しては、厚生労働省アドバイザーボードにおいて、別紙のとおり和歌山県立医科大学の具体的な取組事例（実施患者の転帰等）とともに報告されており、日本リハビリテーション医学会においても、発症早期から適切なリハビリテーション治療を可能な限り実施することが重要である旨の提言がなされています。

このため、患者を受け入れている医療機関におかれましては、発症早期からの適切なリハビリテーションの提供について、地域包括ケア病棟、慢性期病棟等のうち一定の感染管理が可能な医療機関におかれましては、高齢の患者の療養解除前の転院を含めた積極的な受入れに可能な範囲で取り組んでいただければ幸いです。

また、リハビリテーション医療は医師や看護職員に加えて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等がチームで対応するものであり、関係する医療従事者が適切に院内感染対策を実施することが重要でありますところ、リハビリテーション医療を行う際に必要な感染対策の指針が別紙のとおり示されています。

更に、リハビリテーションを効果的に行うためには、栄養管理が重要であり、高齢者はじめ新型コロナの患者への適切な栄養管理を行う際の参考となるガイドライン等についても別紙のとおり示されています。

つきましては、これらの指針、ガイドライン等についても御了知いただくとともに、引き続き、オミクロン株の特性を踏まえた医療提供体制の強化に御協力くださるようお願いいたします。

事務担当 健康対策室感染症対策課  
医療調整担当 小倉、焼田  
TEL：076-444-8923  
FAX：076-444-8900

## 別紙

<発症早期からの適切なリハビリテーション治療の取組事例と必要な感染対策の指針>

- COVID-19 感染患者に対するリハビリテーション治療 2020年4月～2022年3月（第80回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード（令和4年4月13日）資料3-8）<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000928862.pdf>
- 日本リハビリテーション医学会感染対策指針（COVID-19含む）（2022年2月21日日本リハビリテーション医学会）<https://www.jarm.or.jp/guideline/index.html>

<栄養管理を行う際の参考となるガイドライン等>

### 【高齢者の慢性期ケアにおける栄養管理、リハビリテーションと栄養管理】

- 高齢者の慢性期ケアにおける栄養管理の実務の手引（日本健康・栄養システム学会）<https://www.j-ncm.com/news/685/>
- リハビリテーション栄養学会診療ガイドライン2018年版（日本リハビリテーション栄養学会）[https://minds.jcqh.or.jp/docs/gl\\_pdf/G0001083/4/rehabilitation\\_nutrition.pdf](https://minds.jcqh.or.jp/docs/gl_pdf/G0001083/4/rehabilitation_nutrition.pdf)

### 【重症患者における栄養管理】

- 日本版重症患者の栄養療法ガイドライン（2016）（日本集中治療医学会）[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicm/23/2/23\\_185/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicm/23/2/23_185/_pdf)
- 日本版重症患者の栄養療法ガイドライン（2016）病態別栄養療法（同）[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicm/24/5/24\\_24\\_569/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsicm/24/5/24_24_569/_pdf)
- 静脈経腸栄養ガイドライン 第3版 Quick Reference（日本臨床栄養代謝学会）[https://www.jspen.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/201404QR\\_guideline.pdf](https://www.jspen.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/201404QR_guideline.pdf)

### 【新型コロナウイルス感染症に関する栄養管理】

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）治療と予防に関する栄養学的提言（令和3年4月10日 日本臨床栄養代謝学会）<https://www.jspen.or.jp/covid-19/>

<高齢の患者の適切な療養環境の確保に関する新型コロナに係る診療報酬上の臨時的な取扱い 令和4年10月～>

- 入院中の新型コロナの患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で疾患別リハビリテーションを実施した場合に二類感染症患者入院診療加算（250点）できる。
- 新型コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、転院後最大30日間、救急医療管理加算（2倍）1,900点/日を算定できる。（参考）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その76）」（令和4年9月27日付け事務連絡）<https://www.mhlw.go.jp/content/000994315.pdf>